

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
37	10月17日	12月24日	銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和	<p>銀行の保険窓販に係る弊害防止措置（融資先販売規制、担当者分離規制、タイミング規制、非公開情報保護措置）を廃止またはさらに緩和する。</p> <p>【提案理由】 銀行の保険窓販については、銀行の圧力販売を防止するとの理由から、a.融資先販売規制、b.担当者分離規制、c.タイミング規制、d.非公開情報保護措置の弊害防止措置が設けられている。しかし、銀行の保険窓販にかかる圧力販売については、独占禁止法による禁止規定で十分であり、現状、銀行窓販における圧力販売事例がほとんど見られないなか、保険業法に特別な規制を設けることは不要である。これらの規制によって、銀行の保険窓販については、ワンストップ化による地域のお客様の利便性の向上という目的が達成できていない。さらに、圧力販売防止の観点からは、これらの他に構成員契約規制もあり、全体としてみると二重三重の過剰な規制となっている。本件に関し、平成23年9月7日に公布された「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」等により、融資先販売規制やタイミング規制等の一部の規制緩和が行われた。しかし、お客様の利便性を損なう規制は未だ残置されており、さらなる見直しが必要である。特に、業員50人以下（特例地域金融機関は20人以下）の融資先の従業員に対する保険募集を禁止する規制は、従業員の方が自ら来店して保険加入意思を示した場合のように圧力販売が起こり得ないケースでも保険を販売することができないなど、お客様の理解を得ることが困難であり、廃止すべきである。今後も引き続きモニタリングや一般からの意見受付等を実施し、その結果を踏まえ、改めて見直しの検討をしていただきたい。</p>	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁
38	10月17日	12月24日	生命保険募集に係る構成員契約規制の廃止	<p>生命保険の募集に係る構成員契約規制を廃止する。特に、生命保険募集人と人的関係（役職員の兼職、出向等の人事交流）を有する法人に関する規制については廃止する。</p> <p>【提案理由】 生命保険募集人（銀行等）と「密接な関係」（一定の資本関係や人事交流等）を有する法人の役職員に対しては、当該役職員が自らの意思で保険商品の購入を銀行等に申し出た場合であっても、銀行等は当該商品の説明すらできないことになっており、本規制はお客様の利便を損ない、銀行等における生命保険販売の障壁となっている。加えて、銀行等が生命保険を募集する際は、商品内容やリスク等の説明を行う前にお客様の勤務先を確認する必要があるが、個人情報への関心が高まるなか、このような不自然な確認事務を行うことによりお客様に無用な不信任感を惹起する結果となっている。本規制の目的は生命保険商品の圧力販売の防止にあるとされているが、圧力販売は独禁法で禁じられており、本規制は不要である。また、本規制は、銀行から1名だけ出向者を出している先や、大企業といった圧力販売が起こり得ない先まで規制対象となっており、過剰な規制によりお客様の自発的な資産運用や保障見直しといったニーズに対応できず、利便性を著しく損なっている。加えて、銀行による保険販売については、要望項目⑨(a)のとおり、圧力販売の防止との名目で弊害防止措置が別途設けられており、二重三重の過剰な規制となっている。本規制については、所管官庁より「引き続き検討する」との回答がなされているが、具体的な検討状況は開示されていない。状況を開示するとともに、検討にあたっては幅広い関係者から意見を聴取していただきたい。</p>	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
39	10月17日	12月24日	地方公共団体等に対する指定金融機関の担保提供義務の廃止	<p>地方公共団体等に対する指定金融機関の担保提供義務を廃止する。もしくは、地方公共団体の長が担保提供を不要とする場合には、担保を提供しなくてもよいこととする等の規定を追加する。</p> <p>【提案理由】</p> <p>地方自治法施行令では、地方公金の収納・支払いの事務について、指定金融機関（以下「指定金」）の責任とともに、指定金の担保提供義務を規定している。</p> <p>担保提供義務については、①収納・支払いにかかる地方公金は預金保険法により仕掛かり中の決済債務および決済用預金として全額保護されており、仮に指定金融機関が破綻した場合でも原則翌営業日から払戻しが可能となること、②個別地方公共団体と指定金との私法上の契約により損害の保全が可能であることにより、債務履行の確実性が実質的に確保されているため、法令で全ての指定金に担保提供を義務付けることは過剰な規制と考える。</p> <p>所管官庁からは、「8割超の地方公共団体が現行制度を維持すべきと回答している」旨の回答があったが、それは全ての地方公共団体に一律に義務付ける理由にはならない。当協会が会員銀行に対して実施したアンケートでは、金額設定根拠が不明な団体や極めて少額の担保提供を求める団体（例えば10万円未満、100万円未満の団体もある）も多いとの声が寄せられており、規制があるため形式的に徴求している先もあることが窺われる。一方、指定金融機関側には、担保残高の管理や債券を差し入れる場合の償還期日の管理等の事務が発生し、負担となっている。</p> <p>以上から、地方公共団体および民間金融機関の意見を聴取のうえ、担保提供義務を廃止していただきたい。それが困難な場合、担保提供を不要と考える地方公共団体が自らの判断で担保提供の要否を決められるよう、地方公共団体の長が担保提供を不要とする場合には、指定金は担保を提供しなくてもよいこととする等の規定を追加いただきたい。</p>	一般社団法人全国地方銀行協会	総務省
40	10月17日	12月24日	税金・公金・公共料金の収納における銀行等の本人確認、記録保存義務の緩和	<p>A. 税金・公金における取引記録の保存を不要とする。</p> <p>B. 公共料金における本人確認・取引記録の保存を不要とする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>銀行では、犯罪収益移転防止法に基づき、税金・公金の支払いについて取引記録の保存が求められ、公共料金の支払いについて本人確認（取引時確認）および取引記録の保存が求められるが、コンビニの場合は不要となっている。このため、同じサービスを行っているにもかかわらず、銀行で支払う場合はお客様に本人確認にご協力いただく必要がある、税金の収納票等で金融機関控えがない場合に取引記録の作成に協力いただくなど、過重な負担を強いている。この対応の違いをお客様に説明する事にも苦慮し、窓口の事務負担増の要因となっていることから、以下について検討いただきたい。</p> <p>A. 税金・公金における取引記録の保存を不要とする。</p> <p>そもそも本人確認や取引記録の保存は、マネー・ローンダリング防止のための規制である。税金・公金の納付がテロ資金供与やマネー・ローンダリングとは関係のない取引であることは明らかであり、そのような取引の記録保存を犯罪収益移転防止法で義務付ける必要はない。</p> <p>B. 公共料金における本人確認・取引記録の保存を不要とする。</p> <p>公共料金については、収納先が電力会社、電話会社など公共性の高い特定の会社に限定されているうえ、支払われる資金もこれらの利用料金であることが明確であり、悪用されることは考えにくい。このため、公共料金における本人確認・取引記録の保存を不要とすべきである。なお、所管官庁より、「国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入であっても、当該金品が犯罪による収益であるおそれが全くないとはいえない」、「国・地方公共団体以外の団体・組織への振込みについて、テロ資金供与やマネー・ローンダリングのおそれが全くないと客観的かつ容易に判断することは困難」との回答があったが、そうした点はコンビニによる収納においても同様のはずである。</p>	一般社団法人全国地方銀行協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
41	10月17日	12月24日	成年後見人による取引の本人確認義務の緩和	<p>成年後見人による取引の場合、銀行による被後見人の本人確認を不要とし、成年後見人の本人確認(登記事項証明書や家庭裁判所の審判書による確認)のみとする。</p> <p>【提案理由】 成年後見人が被後見人の財産を管理するため、被後見人名義の口座開設等を行う際、銀行は被後見人の本人確認(取引時確認)を行うため、成年後見人に対し被後見人の本人確認書類の提示を求める。この時、成年後見人が被後見人の本人確認書類として健康保険証や免許証等を用意できない場合、成年後見の事実を証する登記事項証明書や家庭裁判所の審判書を提示することになる。登記事項証明書等での本人確認の場合、銀行には 犯罪収益移転防止法の定めにより、当該書類の確認に加え、書類に記載された被後見人の住所あてに書留郵便などで取引関係書類を送付することが義務付けられる。しかし、被後見人が入院等で自宅におらず、取引関係書類が返送されてしまうことも多い。この場合、本人確認が完了しないため、銀行はお客様のニーズがあるにもかかわらず、同法により被後見人名義の口座を開設できない。少なくとも、登記事項証明書等での本人確認の場合に、郵送確認を省略する取扱いを認めてほしい。</p> <p>そもそも成年後見人は、被後見人である「本人」の取引に支障があるからこそ、法律の規定により家庭裁判所に法定代理人として選任されたのであり、成年後見人の本人確認(登記事項証明書や家庭裁判所の審判書による確認)のみを行う取扱いであったとしても、犯罪収益移転防止法の趣旨に反するものではないと考えられる。所管官庁からの回答に「破産管財人のように、～裁判所の監督を受ける等の特殊な事情がある場合には、犯収法施行規則第4条第1項第13号ロに規定する『これに準ずる者』に該当し、顧客等本人及び代表者等のいずれについても本人特定事項の確認は不要」とあるが、成年後見人はその任免に裁判所が関与する等の点で「これに準ずる者」に該当するとも考えられる。成年後見人から被後見人名義の口座が開設できないことへの苦情が銀行窓口寄せられるケースもあり、実現が困難な場合、成年後見人に対し、犯収法の規定の趣旨等を改めて周知いただきたい。</p>	一般社団法人全国地方銀行協会	警察庁 金融庁
42	10月18日	12月24日	発行体向けクロス・マーケティングの解禁	<p>銀行が、証券会社の発行体向け証券業務に係る行為の一部を代行することを、①市場誘導ビジネスの対象拡大、又は②金融商品仲介行為(登録金融機関業務)の対象拡大(例えば、引受の媒介)によって許容されたい。</p> <p>【提案理由】 ・企業金融分野における顧客ニーズの高度化・複合化に伴い、金融機関は、単なる資金調達手段の提供ではなく、経営課題に対する総合的かつ高度なソリューションをスピーディーに提供することを期待されているにもかかわらず、発行体向けクロス・マーケティングが禁止されている結果、単一担当者による的確・迅速な提案やマーケティング等(下記)ができず、顧客利便性が損なわれる状況となっている。①証券会社の商品・サービスを含むファイナンス・メニューや複合的ディールの説明。②上記商品・サービス等の内容や具体的条件に対する自己の評価の表明を行うこと。③上記商品・サービス等の具体的条件の提示</p> <p>・ユニバーサルバンク制を採用している欧州はもとより、米国でもかかるクロス・マーケティングは禁止されていないことに鑑みれば、グローバルスタンダードの観点からも、内外制度環境の差が国際競争力の強化に影響を与えているとも考えられ、わが国金融・資本市場の国際金融センターとしての魅力を高める上でも、規制緩和が有効であると考える。</p>	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
43	10月18日	12月24日	銀証間における法人顧客情報の共有に係る制限の撤廃等	<p>①銀証間での法人顧客情報の共有に係るファイアーウォール規制を撤廃し、原則自由化していただきたい。</p> <p>②全面的な自由化が困難な場合、以下の規制緩和を実施していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オプトアウト制度の実務上の弊害を防止するため、以下の点を改善していただきたい。 ・金融商品仲介業務従事者をオプトアウト制度の対象に追加。 ・兼職制度の実務上の弊害を防止するため、以下の点を改善していただきたい。 <p>銀証兼職者における「非共有情報へのアクセス制限」の撤廃。銀証兼職者が、銀行・証券双方において、外務員登録することを許容(外務員の二重登録規制撤廃)。</p> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年のファイナンス手段の多様化に伴い、顧客は、資金ニーズや資本政策に応じて、エクイティ、メザニン、デットを組み合わせて資金調達するようになっており、金融機関に対して、銀行・証券が取り扱うファイナンス手段をまとめて提案してほしいというニーズが高まっている。 ・わが国のファイアーウォール規制は順次緩和されてきたものの、銀証間の法人顧客情報の共有には依然として制限が存在。一方、欧米主要国では、平成19年12月の金融審議会金融分科会第一部会報告に記載の通り、グループ内での法人顧客情報の共有は、原則自由に行なうことが可能であり、海外金融機関との競争力確保のため、情報共有に係る規制撤廃が重要。また、顧客である日本企業も、銀証が連携した十分なサポートを受けられておらず、不利益を被っている状況。 ・そもそも、情報共有によって生じる可能性があるインサイダー取引、利益相反、優越的地位の濫用といった問題については、金融商品取引法や独占禁止法等による規制が存在し、非公開情報の共有自体を制限しなくても、問題のある行為についてはその他の規制で対応可能と見られる。 ・オプトアウト制度・兼職制度は、同意書面の提出手続には法人顧客サイドで社内稟議等の手間があることなどを勘案すれば、顧客の利便性向上に資する制度であると思料するものの、現行規制の下では、オプトアウト制度の導入に伴う負担が大きく、平成20年金商法改正により実施された同規制の見直しの趣旨である多様で質の高い金融サービスの提供が、必ずしも実現できていない。 ・例えば、欧米銀のように兼職制度を導入して銀証連携を推進しようとする場合、情報共有可能な顧客と情報共有出来ない顧客で部署を分ける必要が生じる等、多大な負担が発生。また、現状、兼職者は銀証いずれか一方でしか外務員登録できないため、顧客に対して同一担当者によるワンストップサービスができず、顧客の利便性向上に繋がらない。外務員の二重登録については、外務員行為の効果の帰属先が不明確になるという問題が懸念されるものの、事前に自らの立場を明確にし、誤認防止に努めれば回避可能。 ・見直しが行われた場合、欧米銀同様にグローバル・ベースでの銀証連携が可能となり、邦銀の国際競争力の向上に寄与。また、幅広い法人顧客の資金調達・M&A、資金運用等のニーズに対し、銀証一体での、より多様で質の高い金融サービスが提供可能となる。 	都銀懇話会	金融庁
44	10月18日	12月24日	異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する受与信取引等の銀行本体への解禁	<p>イスラム金融取引に該当する受与信取引等(金銭の貸付けと同視しうるイスラム債に関する売買・引き受け等を含む)のうち、①銀行法に基づき銀行本体に認められる業務(以下、「銀行業務」と)と実質的に同視しうる取引(銀行業務に準じ、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められる取引であり(※1)、かつ②銀行業務の規模に比して過大なものでなく(※2)、③銀行業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用)に資すると認められる取引(※3)に関する、銀行本体における取扱いの許容。※1 経済的な実態として既存の受与信取引と同様であり、異種のリスクが混入しないよう手当てされるものに限る。具体的には、例えば、最終的なキャッシュフローが受与信取引と同様の結果となる取引のうち、物品の価格変動リスクや搬送・損傷等に係るリスクを負わないスキームである場合など(物品の譲渡価格が一定であり、物品の搬送等が行われないか又は必要な保険が付保されている場合など)。※2 具体的には、例えば、当該取引類型全体の規模が通常の受与信取引全体の規模を大きく下回る場合など。※3 具体的には、例えば、本件業務の遂行が通常の銀行業務の一環として、もしくは通常の銀行業務を遂行する機能(与信審査等)の一部を活用する等により行われる場合など。</p> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イスラム金融を、一律に子会社・兄弟会社においてのみ取扱可能とした場合、本邦金融機関としては、当該業務に従事するために、同一地域に支店がある場合でも現地法人を設立することが必要となかなかねず、経営資源の有効活用の観点から問題があるほか、子会社・兄弟会社形態の場合、子会社等単体での自己資本比率規制の制約を受けることとなるため、大規模な案件への参画が困難となる懸念も存在。 ・イスラム金融については、ユニバーサルバンク制を採用している欧州系銀行に限らず、米国においても、銀行業務と同等の機能を有する業務という整理が行われており、銀行本体での取扱いが認められているところ。本邦の銀行についてその取扱いが認められない場合、上記の弊害から欧米の金融機関との競争において不利な立場に立つことを余儀なくされる結果、国際競争力の点でも大きな障害となる。 ・現在、アジアや中東の金融市場は、本邦金融機関にとっても重要なマーケットとなっているが、当該地域において、イスラム金融が重要な資金調達・運用手段としてその活用が顕著に拡大している現状に鑑みれば、本邦金融機関のみが銀行本体でイスラム金融の取扱いができないことは、当該マーケットへの本邦金融機関のプレゼンスの上昇を阻害する要因となってしまうことが危惧される。 ・イスラム金融全般ではなく、①銀行業務と実質的に同視しうる取引(銀行業務に準じ、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められる取引)であり、かつ②銀行業務の規模に比して過大なものでなく、③銀行業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用)に資すると認められる取引に対象を限定して許容すれば、他業禁止規制の趣旨である①本業に専念することによる効率性の発揮、②利益相反取引の防止、③他業リスクの回避等から、逸脱することは無いものと考えられる。 	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
45	10月18日	12月24日	銀行系ベンチャーキャピタル(特定子会社)の業務範囲の拡大	<p>銀行系ベンチャーキャピタルのうち特定子会社の業務範囲について、銀行法施行規則第17条の2第9項に同規則第17条の3第2項第14号の2に掲げる業務を追加すること、又は同規則第17条の3第2項第12号にLPS法第7条に掲げる業務を追加すること等によって拡大し、特定資産(株式・社債の他、劣後ローン等の金銭債権を含む)を対象とするGP業務を兼営することを許容されたい。</p> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行の関連法人等が行っている出資業務においては、近年、ベンチャー企業や事業再生の資金調達について投資主体の多様なニーズを満たす等の観点から、組合形態でスキームアップされることが多くなっている。その際、当該関連法人等がLP出資にとどまらず、GP出資を行うことが、他の投資主体による出資の円滑な実施、ひいては投資先企業の円滑な資金調達に資するものと考えられ、当該関連法人等としても、自らがGP出資を行うことにより、出資業務に伴うリターンを最大化を図っているところ。また、同一の主体においてGP業務を兼営することは、経営資源の効率的な活用の観点からも経済合理性があると考えられる。 ・従来、国内のLP出資者として大きな役割を果たしている銀行グループにおいて、今後も銀行の特定子会社が継続して出資業務を円滑に行っていく観点からも、関連法人等と同様に、特定子会社がGP業務に従事し、リターンの多様化・最大化を図ることが必要不可欠と考えられる。 ・また、日本版LLPを念頭に置いた場合、今後上記スキームの「共同事業性」という側面が強くなっていくものと想定され、事業会社・コンサルティング会社・会計事務所・税理士法人等の様々なLP出資者を迎え、各LPが有する専門性や知見等を利用していくことにより、投資先事業の育成や再生への貢献度を高めていけるものと考えられる。こうした高い専門性を有する優良なLP出資者を広く募っていく上で、銀行の特定子会社が金融面だけでなく、GPとしてファンドを統括し安定性を提供することは、極めて有意義であると考えられる。 	都銀懇話会	金融庁
46	10月18日	12月24日	銀行法上の特例子会社の商品に関する特定業務対象範囲の見直し	<p>銀行法第52条の23の2及び銀行法施行規則第34条の19の3における「商品の売買」を、「商品の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理」とし、商品の売買の媒介、取次ぎ又は代理を明示的に認めていただきたい。</p> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品デリバティブ業務において、わが国金融機関の国際競争力を確保し、かつ、関連リスクを最小限に抑制するため、商品の売買だけでなく、その媒介、取次ぎ又は代理を行うことも有効であり、かかる業務を特例子会社対象業務として認めていただく必要があるため。その詳細は以下のとおり。 ・平成19年12月に取りまとめられた金融審議会金融分科会第二部会報告(以下、第二部会報告)において、「米国においては、金融持株会社(FHC)傘下の銀行の兄弟会社が、商品デリバティブの補完的業務との位置付けで、リスク管理上の一定の制約の下、商品の現物取引を許容されている事例があり、我が国金融機関の国際競争力の確保等の観点から、商品取引を銀行グループに一切認めないことは適当とは考え難い。」と述べられている。これを受け、改正銀行法施行規則では、商品の売買が、一定の条件のもとに銀行持株会社の子会社の業務として認可対象とされた。しかし、売買の媒介、取次ぎ又は代理は、認可対象として明示されていない。 ・他方、第二部会報告の中では、商品の現物取引を銀行グループの業務として認める場合には、上記のとおり、現行制度において、「一般に商品の現物の売買は、物を保有することによるリスクを伴い、本来的銀行・保険業務とその性質やリスクに親近性・同質性が認められないことを踏まえ、他業禁止の趣旨の徹底を図るとの考え方に基づくもの」であることからこれを認めてこなかった点にも十分留意する必要がある旨の指摘がなされている。 ・この点については、商品の売買の媒介、取次ぎ又は代理は、商品の売買よりも、商品現物を保有することがない以上、商品の現物取引に関与することに伴う特有のリスクは低いといえ、商品の売買を認めることに比べ、そのリスクは低く他業禁止の趣旨からすればその許容性はむしろ高いといえる。 ・わが国金融機関が、今後、新たに特例子会社を設置していくにあたり、商品の保有に伴うリスクを低減しつつ、かつ商品の運搬等にかかるリスクを負うことなく、当該業務のノウハウを蓄積していくためにも、商品の売買そのものだけでなく、相対的にリスクの低い商品売買の媒介、取次ぎ又は代理を行うことも有効な手段になりうるものである。 ・なお、現行規制に従って、持株特定子会社を介在させた売買取引を行う方法により売買の媒介を代替することはある程度可能であると考えられるが、その場合は現物保有リスクや市場リスクを全面的に負うこととなり、想定以上のリスクを抱える可能性もある。そのため、こうしたリスクの抑制には、商品売買の媒介、取次ぎ又は代理についても認可対象として明示していただくことが必要であるものと考えられる。 	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
47	10月18日	12月24日	銀行グループにおけるマーチャントバンキング業務の拡大及び議決権取得規制に係る運用基準の緩和・明確化	<p>①銀行の子会社及び銀行持株会社の子会社によるマーチャントバンキング業務(投資家への販売又は自己の資産運用のために、一般事業会社の株式等を持株比率の制限なく保有すること)について、想定される懸念(他業禁止規制等の制度趣旨との非整合、株式持合いの復活、銀行グループによる産業支配等)に対する適切な対応を検討のうえで、大幅に拡充されたい。</p> <p>②銀行等による議決権取得規制に係る行政上の取扱について、独占禁止法に関しても、銀行法同様、実務に即した具体的基準を定めていただきたい。</p> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年12月の金融審議会第二部会報告において、「地域密着型金融の一層の推進等の観点から、ベンチャービジネスの育成、企業再生(地域再生)等の分野を念頭に、議決権保有制限の例外措置の拡充を検討すべき」とされ、マーチャントバンキング業務の一定の拡充が実現する方向となった。 一方、同報告では「他業禁止、議決権保有制限等の現行規制の本来の趣旨を踏まえて整理していく必要がある、引き続き検討していくことが適当」とされ、制度整備は当面見送られることとなった。 近年、事業継承や事業再編、M&A等の機運が高まる中、金融機関に対しては、一時的なエクイティ保有を通じた買収の円滑化等を含む経営課題の解決や、総合的なファイナンスの提案等が求められているが、マーチャントバンキング業務の大幅な拡充は、企業サイドの経営革新にも大きく貢献すると同時に株式投資によるキャピタルゲインの獲得手法の多様化にもつながり、国際競争力強化の観点からも、大きな効果があると考えられる。 マーチャントバンキング業務の大幅な拡充に伴って生じる可能性がある懸念(他業禁止規制等の制度趣旨との非整合、株式持合いの復活、銀行グループによる産業支配等)については、既存の規制(株式保有制限規制、優越的地位の濫用に係る規制等)および追加の手当て(例えば、米国と同様に、投資上限額の設定、日常的な経営関与の制限、投資期間の制限等)を講じることで、対処可能と考えられる。 一方、銀行等の出資先が自己株式取得を行ったことにより、議決権の総数が減少し、反射的に銀行等が保有する議決権割合が高まった結果、銀行等が知らない間に、出資先の基準議決権数の超過保有に至る場合がある。特に、非上場企業の場合、自己株式取得について開示しないことが多く、そうした事態となる可能性が高い。この点、銀行法では、行政上の取扱として、別紙様式にて、銀行等が超過保有の事実を知った時点を基準として、超過保有期間を計算する取扱を示しているが、独占禁止法についてはこうした定めがなく、銀行等の認識の有無に関わらず、「超過日」が起算日とするなど、硬直的な取扱がなされている。 独占禁止法における議決権取得制限については、ケースによっては実務との相当の乖離が生じるものとなっているため、銀行法同様に、顧客の開示実態や銀行実務を踏まえた具体的基準を定めていただきたい。 	都銀懇話会	公正取引委員会
48	10月18日	12月24日	PFI事業(コンセッション)における規制緩和	<p>①道路整備特別措置法に、公共施設等運営権が設定された場合、有料道路会社等以外の者であっても有料道路の運営が可能となる規定を置くこと。</p> <p>②具体的には、「会社以外の者は、第3条第1項の規定にかかわらず、国土交通大臣が、民間資金法(PFI法)第十条の六第一項の規定により当該有料道路に係る公共施設等運営権を設定した場合に限り、有料道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。」との旨の規定を道路整備特別措置法に置き、また関連法令を整備すること。</p> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2011年のPFI法改正によって、公共施設等運営権(いわゆるコンセッション)の設定が可能となったにも拘らず、道路整備特別措置法の規定によって、有料道路はその対象外となっている。 成長戦略の一つとして、PFI/PPPの普及が掲げられている状況下で、有料道路への公共施設等運営権設定のネックとなっている道路整備特別措置法の規定を見直すことが妥当である。 有料道路のPFI事業化が可能となることによって、公共施設建設・運営に係る財政負担の軽減、事業収入の増加・コストの削減、良質な公共サービスの提供、事業機会の創出、新たなファイナンス・マーケットの創出等のメリットが見込まれる。 	都銀懇話会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
49	10月18日	12月24日	国際協力銀行による本邦民間銀行向け貸付(ツーステップローン)の要件緩和	<p>株式会社国際協力銀行法第十一条三号及び第十二条6項二号に基づき、本邦法人の海外事業への貸出を資金使途として実行されるJBICの本邦民間銀行向け貸付(TSL)について、資金使途における法人の範囲に、現行の「中堅・中小企業」に加え、「大企業」を加えて頂きたい。</p> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨今の外貨調達コストの高止まり等、金融機関を取り巻く国際金融市場の環境変化により本邦民間銀行の外貨資金調達(特に長期の米ドル調達)に影響が生じうることを考慮すれば、JBICによるTSLの重要性はより一層高まりつつあるといえる状況。 ・ 一方、海外の日系取引先の外貨資金調達意欲は、会社規模によらず引き続き堅調。斯かる中、上述の通り、国際協力銀行法第十二条6項二号を根拠とするTSLにおいては、大企業の海外事業に対する貸出を資金使途とすることができない。 ・ そもそも、TSLの目的である「本邦産業の国際競争力の維持」は、企業規模によらず、全体としてその達成が図られるべきものであり、その意味で、中堅・中小企業に範囲を限定する現行の制度はその趣旨に必ずしも沿っていないと考えられる。また、国際金融市場に関する上述の近時環境変化を踏まえても、現行のTSLの制度を中堅・中小企業のみに限定する意味は乏しい。 ・ 以上の理由から、上記要望を行うもの。 	都銀懇話会	財務省
50	10月18日	12月24日	シンジケート・ローンにおける資産査定の一化	<p>シンジケート・ローンにおける資産査定結果の統一化(例えば、日本型SNC(Shared National Credit))を制度化する等、参加金融機関がエーエージェント行等の資産査定結果に依拠できるようにしていただきたい。</p> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ シンジケート・ローンにおいては、取引の仕組み上、契約条件に伴い、参加金融機関に対して与信管理に必要な情報が共有されることが想定されているが国外に債務者が存在するクロスボーダー・シンジケート・ローン等においては、与信管理に直結しない契約外の情報については、エーエージェント行等と参加金融機関との間で情報の格差が生じる可能性が想定される。こうしたなか、金融庁検査等において契約外の情報も考慮した資産査定がなされることなどを懸念して、地域銀行等の金融機関がシンジケート・ローンへの参加に踏み切れないケースが見受けられる。 ・ この点、米国では、SNC(Shared National Credit)という制度が存在し、3行以上の金融機関が参加して実行される総額2,000万ドル以上のローン等について、当局がエーエージェント行に対して実施した査定の結果を各参加金融機関に通知し、各参加金融機関は原則としてそれを自己査定とすることとされている(SNCの対象案件は、エーエージェント行以外の個別行の検査においてはレビューの対象とならない)。 ・ 日本においても類似の制度が導入されれば、地域銀行等の参加金融機関において、自己査定の効率化や市場参加への安心感の醸成を通じて、シンジケート・ローンへの参加の障壁が下がることになり、ローン市場の発展が期待できる他、金融検査の効率化にも資すると考えられる。ただし、斯かる制度を導入する上では、参加金融機関における与信判断・与信管理の自己責任原則の観点から、参加金融機関のモラルハザードやエーエージェント行等に対する過度の依拠や責任転嫁を防止する観点での手当をあわせて検討する必要がある。 	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
51	10月18日	12月24日	ABLの普及促進に資する子会社金融関連業務の追加	<p>①銀行及び銀行持株会社の子会社による金融関連業務について、グループ会社間の事業性融資の保証業務を解禁いただきたい。</p> <p>②グループ会社間の事業性融資の保証業務の全面的解禁が困難な場合、少なくとも、銀行等による動産・債権担保融資(ABL)に係る保証業務に限定し(例えば、銀行又は銀行持株会社の子会社が担保取得し、当該担保の価値を裏付けとし、融資取扱銀行に債務保証を行う場合等)、取扱いを認めて頂きたい。</p> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国中小企業における主要な資金調達手段である銀行融資については、従来、不動産や人的保証による信用補完が中心であったが、近年、不動産・保証に依存しない融資手法として、ABLに期待が寄せられており、経済産業省「ABL研究会報告書」では潜在市場は78兆円とされている(22年3月末残高は3,000億円程度)。 ・米国では、1980年代からABLへの取組みが本格化し、事業向け融資に占める比率は約20%とされる一方で、我が国においては企業向け融資に占める割合は0.1%程度にとどまっている(平成23年6月日銀レビューより)。 ・ABLの普及に向け、平成24年6月の法改正により、子会社従属業務に「担保の目的となっている財産の換価・処分」が追加され、動産担保の評価・管理・換価プロセスを銀行グループに内製化することが可能となった。 ・各銀行においてABLに注力する動きも見られるが、担保の多様性故にノウハウの定着化が進まず、結果としてABL普及が加速しない側面もある。このため、住宅ローン等と同様にグループ保証会社に実務を集約することによって、プロセスの標準化・効率化や、ノウハウの高度化が可能となり、今後のABL普及に資すると思われる。 	都銀懇話会	金融庁
52	10月18日	12月24日	ABLの普及促進に資する動産・債権譲渡登記制度及び債権法の整備	<p>○動産・債権譲渡登記制度について、次の見直しを行っていただきたい。①個人を譲渡人とする動産・債権についても登記可能とする。②現状、売掛債権等15種に限定されている「債権の特定方法」を柔軟化する。③登記後に動産の保管場所が変更された場合などに備え、変更・更正登記を可能とする。④被担保債権の譲渡に伴う随時的な移転や代位弁済により、動産・債権の譲受人たる地位が移転した場合、当初の登記に対する付記登記を認めるなど公示手段を設ける。⑤同日付で登記申請をした複数の譲受人の間で順位登記をすることを可能とする。⑥譲渡登記費用の引下げ。(譲渡通知による対抗要件具備のコスト(郵便費用1,250円～)並みの水準に。)⑦譲渡登記による第三者対抗要件の具備を、占有改定よりも優先させる。⑧ 動産・債権譲渡登記の取扱い登記所(現状、国内1箇所)の増設。⑨休日における譲渡登記申請受理など、登記手続に要する時間を短縮化。</p> <p>○売掛債権等に係る債権譲渡禁止特約について、金融機関又はその子会社等への担保提供を目的とする債権譲渡を行う場合は、譲渡禁止特約の効力を認めないようにしていただきたい。(ただし、債権譲渡禁止特約全般を制限するのではなく、預金債権については現行の規律を維持すべき。)</p> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行等においてABLを取り扱う際、譲渡担保に係る第三者対抗要件の具備をはかる必要があるが、現状の動産・債権譲渡登記制度については上記の通り使い勝手の面で課題が多く、ABL普及の妨げの一因となっているとの指摘もある。 ・また、中小企業等が売掛債権を担保として融資を受けようとする際、当該売掛債権に譲渡禁止特約が付されている場合、担保の適格性の問題が生じるため、希望どおりの金額の融資が受けられない、融資利率が高くなる、又は資金調達そのものを断念せざるを得ない事例もある。 ・こうしたなか、法制審議会 民法(債権関係)部会における債権法改正中間試案(以下「中間試案」)では、動産・債権譲渡登記制度について、登記することができる債権譲渡の対象の拡張や債権の特定方法の見直し等を行い、債権譲渡の第三者対抗要件具備方法を登記に一元化することが提案されている。 ・さらに中間試案では、譲渡禁止特約が債権譲渡による資金調達の支障となっている状況を改善する観点から、譲渡禁止特約がある場合であっても、原則として譲渡の効力は妨げられない規律への見直しについて提案されている。(ただし、預金債権の譲渡については、マネーローディング等の弊害も想定されることから、銀行界からは、これを適用対象外とすべきとの意見がある。) ・動産・債権譲渡登記制度や譲渡禁止特約の問題については、ABLにおける実務上の課題であり、本件要望を実現することは、ABLの普及に寄与し、中小企業等における資金調達環境の改善に資するものと考えられる。 	都銀懇話会	法務省